

保発 1108 第 1 号
平成 29 年 11 月 8 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」の改定について

国民健康保険保険給付費等交付金については、「「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」の改定について」(平成 29 年 10 月 20 日付け保発 1020 第 4 号厚生労働省保険局長通知)により、「国民健康保険保険給付費等交付金ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を改めて示したところです。

今般、ガイドラインについて必要な修正を行い、別添のとおり改定しましたので、内容をご確認の上、遺漏なきようお願いいたします。